

## 平成18年度事業報告書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

### 1 役員会の開催

#### (1)第二十一回理事会

第二十一回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成18年5月22日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事38名

（本人出席9名、代理人出席26名、書面による表決権行使者3名）

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

- 議案： 第一号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
- 第二号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
- 第三号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
- 第四号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
- 第五号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
- 第六号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
- 第七号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件
- 第八号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫

2. 中井 憲治

#### (2)第十九回評議員会

第十九回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成18年5月22日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員34名

（本人出席5名、代理人出席27名、書面による表決権行使者2名）

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号、第三号及び第四号の議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議案： 第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件

第二号議案 平成17年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第三号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件  
第四号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 相澤 恵一
2. 野田 愛子

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成18年5月22日付でそれぞれの役職を委嘱した。

### (3)第二十二回理事会(書面による議決)

平成18年10月20日、理事長原田明夫は第二十二回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、11月1日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件

候補者 松永榮治氏 法務総合研究所長

第二号議案 評議員推薦の件

候補者 稲葉一生氏 法務総合研究所国際協力部長

第三号議案 学術評議員推薦の件

候補者(再任) 佐分晴夫氏 名古屋大学理事

候補者(再任) 中川英彦氏 駿河台大学法科大学院講師

候補者(再任) 松下満雄氏 成蹊大学法学部教授

候補者(再任) 松島 洋氏 弁護士(第一東京弁護士会所属)

議事録署名人として、以下の理事2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

### (4)第二回評議員会(書面による議決)

平成18年11月6日、理事長原田明夫は第二回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成18年11月20日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：松永榮治法務総合研究所長に対する理事委嘱承認の件

議事録署名人として、以下の評議員2名が指名された。

1. 岩橋 義明
2. 野田 愛子

## 2 法整備支援受託事業

### (1)ベトナム法制度整備

国際協力機構とベトナム司法省のベトナム法整備支援3ヶ年契約（フェーズ3）は平成15年7月からスタートし平成17年度が最終年度であったが、平成19年3月まで延長された。

#### フェーズ3の主要内容

##### 民法を中心とした民商事法分野の立法の支援

- イ 民法改正最終法案（知的財産権関連法規を含む）
- ロ 民事訴訟法、倒産法
- ハ その他民法関連法令（不動産登記法、国家賠償法、判決執行法案）

当年度は上記イについては従来の民法改正共同研究会（委員長 森嶽昭夫地球環境戦略研究機関理事長、委員8人）を継続。その結果、平成16年6月の民事訴訟法と破産法に続き平成17年6月に改正民法がベトナムの国会で可決成立した。また、日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家や短期専門家派遣により現地セミナーやワークショップが適宜実施された。

#### 法曹強化のための支援

- イ 既存法曹養成機関の研修プログラム、教材等の改善
- ロ 判決様式の標準化、判例情報の整備
- ハ ベトナム国家大学法学部ハノイ校の日本法教育

上記ロについて判決標準化共同研究会（委員長 井関正裕弁護士、委員2人）が今年度は研究会を20回開催し、判決書マニュアルを作成、ベトナム側に手交した。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

### (2)カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

#### 第2回カンボジア法曹養成支援研修

期 間：平成19年2月19日～3月2日（2週間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：カンボジアにおいては、平成14年、新規裁判官及び検察官の養成、現職裁判官及び検察官の継続教育等を実施する機関として王立司法官職養成校が設立され、平成15年から研修が行われている。法務省は、養成校からの我が国に対する支援要請を受け、養成校において、我が国が起草を支援している民法・民事訴訟法両草案に基づく民事裁判教育が行われることを目指し、カリキュラム策定、教材作成及び指導方法の改善等に資する支援

を行っている。本研修は、昨年度に次ぐもので、上記法曹養成支援の一環として、教材作成及びカリキュラム策定に向けて、協議等を行った。

研修員：16名

イン ヴァンビボル	コンポンチュナン州裁判所判事
チャン シナ	プノンペン市裁判所判事
セム サコラ	カンダル州裁判所判事
ユー ブンナー	カンダル州裁判所判事
タン スンライ	シアヌークビル市裁判所判事
プラン サムナン	シアヌークビル市裁判所判事
セン ニエン	カンボット州裁判所判事
サー プムラー	司法省民事局次長
カエウ セター	司法省民事局次長
パン チャンリー	司法省アジア部門担当部門長
セン プティー	司法省ヒー・ソピア次官秘書
イム サリー	弁護士養成校・法律クリニック長
イッ プーム	弁護士(カンボジア法律援助会)
ヌオン ソッチェア	弁護士(法律教育センター)
セン ソキム	弁護士(法律教育センター)
イッ メアトゥラ	弁護士(法律教育センター)

### (3)カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡した後も支援事業は必要に応じ継続してきたが、カンボジア政府内の混乱もあり、同国に対する法整備支援契約フェーズ2（3ヶ年契約）は平成16年4月に締結され、当年度はその最終年度であったが、1年延長され平成20年3月までとなった。そして、民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行（適用は平成19年7月）、民法草案は平成18年12月閣議決定され、本年の国会で審議予定である。

#### フェーズ2主要支援内容

##### 民法・民訴法の立法成立までの支援継続

民法、同施行法令及び付属法令（供託法、戸籍法等）及び 民訴法、同施行法令及び付属法令（執行官法、人事訴訟法等）の法案審議・立法化のための指導協力

上記、について当年度は民法作業部会（委員長森嶺昭夫地球環境戦略研究機関理事長）を11回及び民訴法作業部会（委員長竹下守夫駿河台大学学長）を7回継続実施していただいた。

#### 法曹養成機関（王立司法官職養成校）に対する支援

平成17年4月よりカンボジア法曹養成共同研究会（大阪・東京 委員8名）がスタートし当年度は3回研究会が開催された。

上記のほか、JICA-Net を使用した遠隔セミナーを 6 回（法曹養成共同研究会 2 回、民訴法作業部会 4 回）実施した。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

#### (4)ウズベキスタン法整備支援研修（ウズベキスタン研修）

##### 第 6 回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間：平成 18 年 5 月 22 日～5 月 29 日（8 日間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：ウズベキスタン共和国の市場経済移行に伴う法制度整備のための国別特設研修は平成 14 年にスタートし、5 ヶ年間実施する計画で進められている。当年度は平成 17 年度より実施されている倒産法注釈書作成支援プロジェクトの一環としてウズベキスタン倒産法作成支援委員会の先生との協議研修を実施した。

研 修 員：3 名

オタハノフ フォジルジョン カイダロヴィッチ  
大統領府付属現行法制モニタリング研究所長  
サイドフ シュフラト ザファロヴィッチ  
最高経済裁判所判事  
ロパエワ ナタリヤ ヴァシリエワ  
弁護士・タシケント法科大学講師

##### 第 7 回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間：平成 18 年 7 月 31 日～8 月 7 日（8 日間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：上記第 6 回に同趣旨

研 修 員：2 名

ソリエフ イスモイル コミロヴィッチ  
フェルガナ州経済裁判所長  
ナム ガリーナ セルゲーエワ  
タシケント市経済裁判所判事

##### 第 8 回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間：平成 18 年 9 月 4 日～9 月 12 日（9 日間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：上記第 6 回に同趣旨

研 修 員：2 名

ロパエワ ナタリヤ ヴァシリエワ  
弁護士・タシケント法科大学講師  
ウマロフ ザキル サビルジャノヴィッチ  
非独占化・競争企業活動支援国家委員会法務部副部長

## 第9回ウズベキスタン法整備支援研修

期 間：平成18年11月13日～11月27日（15日間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修内容：上記第6回に同趣旨

研 修 員：2名

タジエフ イブラギム イサコヴィイッチ

タシケント州経済裁判所判事

ロパエワ ナタリヤ ヴァシリエワナ

弁護士・タシケント法科大学講師

### (5)ウズベキスタン法制度整備

平成14年からの5カ年計画での本邦研修に加え、平成17年度より最高経済裁判所を支援対象機関として倒産法注釈書作成支援プロジェクトが本格的に開始された。日本側の支援組織としてウズベキスタン倒産法注釈書作成支援委員会（大阪、委員長 池田辰夫大阪大学大学院高等司法研究科教授 委員5人）が組織され部会が9回実施された。倒産法注釈書は平成18年末完成し、ウズベキスタン側に手交された。

### (6)国際民商事法研修

平成18年度の研修は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの4ヶ国からの計12名に、日本人研修員5名が加わり、合計17名により以下の通り実施された。

#### 2006年度国際民商事法研修

期 間：平成19年2月5日～3月9日（5週間）

場 所：法務総合研究所国際協力部（大阪）及びJICA大阪国際センター（大阪）

研修内容：主要課題「海外投資を取り巻く法的枠組み - コーポレート・ガバナンス」

研修の内容としては、研修員が海外投資誘致に関連する企業法・投資法等の関連法制度の企画立案及び運用に当たり、関係する省庁の職員、法律実務家として、考慮すべきコーポレート・ガバナンスに関する諸問題についての知識及び能力の獲得を図るために、各種講義や演習等を実施した。

また、海外研修員は、研修開始前にクエスチョンnaireに対する回答書を提出し、研修開始後にカントリーレポートを発表することで、自国の法制度に関する理解を深め、参加各国の現状及び問題点をより掘り下げて把握し、さらに CLMV 各国並びに日本の法制度について比較法的観点からも必要な知識を得ることができた。

研修員は山喜株式会社を訪問し、ラオスにシャツ工場を設置した同社の海外投資について具体的な話を聞かせてもらい、また、金沢での石川国際民商事法センター主催（当財団、法総研後援）のシンポジウムにも参加した。

研 修 員：17名

(カンボジア)	
トウイ サリン	商業省法務部商事紛争解決室専門官
ティット マクトゥ	商業省法務部専門官
イム コイ	商業省法務部商事紛争解決室専門官
(ラオス)	
ラツサミー シサムット	司法省司法研修所次長
ソムピエン ケオヴィセット	司法省立法局専門官
シサウォン ヴィタサイ	ラオス弁護士協会副理事
(ミャンマー)	
ティダ サン	司法長官府法律精査起草局副局長
トワイン パバ	マグウェイ大学法学部講師
ヌエ ヌエ ジー	国家計画経済開発省投資企業管理局専門官
(ベトナム)	
ファン ホアン トゥ	商業省法制局専門官
ヌエン チラン	司法省民事経済法規局法務専門官(民商事法グループ長)
ヌエン ティ トゥ チャン	ベトナム商工会議所法律顧問
(日本)	
長谷川顕史	新日本製鐵株式会社総務部国内法規グループマネジャー
大澤加奈子	梶谷綜合法律事務所弁護士
田中芳樹	佐賀地方裁判所判事
町田 聰	盛岡地方検察庁検事
細川 充	法務省民事局付

(7) 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)  
公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究

期 間：平成18年7月3日～7月14日(2週間)  
場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修内容：インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3ヶ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて具体的提言を行うことを目標としている。当年度はその第三年度として、和解・調停制度と簡易裁判所制度を応用した簡易迅速な紛争解決手続の導入に焦点を当て、同国における効率的な民事紛争解決制度の実現に向けた具体的な政策提言書を取りまとめることを目指して実施した。また大阪簡易裁判所の見学も行った。

研修員：12名  
マリアナ スタディ 最高裁判所副長官

アンディ サムサン ガンロ 南ジャカルタ地方裁判所長  
スハディ タゲラン地方裁判所長  
イ ゲスティ アグン スマナタ 最高裁商事部副長官付調査官  
ムルティニンディア エリ マリアニ中央ジャカルタ裁判所判事  
アルタ テレシア シララヒ バンドゥン地方裁判所判事  
クルニア ヤニ ダルモノ メダン地方裁判所判事  
ワヒドゥディン アダムス 法務人権省地方条例起草部長  
ムアリミン アブディ 法務人権省法制局憲法訟務部憲法訟務課長  
ムハンマド ハキム ルットフィ IPHI 弁護士会所属弁護士  
フィルマンシャ 弁護士  
タヒール ムサ ルットフィ ヤジッド弁護士

#### (8) その他諸国（ラオス等）法制度整備

ラオス法整備支援研修は国際協力機構から名古屋大学及び法務総合研究所が直接受託を受けて実施されており、当年度は第14回（研修員7名、平成18年11月20日～12月1日）が行われた。

当財団はこの研修には直接関与せず、研修員と財団関係者の交流の場を設け、相互に情報交換を行った。なお、当年度からラオス法整備支援に関する国内会議の事務局業務を国際協力機構から業務委託を受けたが、上記研修及び長期専門家帰国報告会以外の法整備支援事業に特に進展はなかった。

尚、JICAによるラオス法整備支援プロジェクトは、平成15年5月26日から平成19年5月25日までの4年間で実施されており、6月以降については、両国間で協議中である。

### 3 その他法整備支援事業

#### (1) 日韓パートナーシップ研修

第8回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

韓国大法院及び日本法務省の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第8回を迎え、個別テーマについてより内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力をしている。

韓国セッション 平成18年6月12日～6月21日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後6月22日帰国報告会を実施。

日本セッション 平成18年10月16日～10月24日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、10月24日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

#### (2) 中国民法典制定への協力

中国社会科学院法学研究所は中国民法典編纂に関する一組織として、日本の民法典を研究参考にしたい意向があり、日本の民法学者に協力を求めている。

従来から社会科学院と親交のある森嶌昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする民法学者有志（日中比較民法研究会メンバー）が、共同研究という形でこれに参画しており、平成15年度第1回のシンポジウムが北京でまた第2回シンポジウムが平成17年1月東京で開催されたが、当年度の活動は見送りとなった。

#### (3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に新たに発生する法整備支援事業に初期段階から対応するため予算措置を講じていたが当年度は該当案件がなかった。

### 4 シンポジウム等運営事業

#### (1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要な事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は「循環型社会を促進する法律制度」をテーマとして取り上げた。

今回は北京での5回目の開催となり、中国側の主催者である国務院国家発展改革委員会の杜鷹副主任をはじめとする関係者の方々の周到な準備のもとに、国務院各省庁、全国の国家発展改革委員会地方組織よりの参加者を含む、大学、法曹、企業等広い範囲から約120人の参加を得て大変充実したセミナーとなった。

セミナーのテーマは中国側の要望により「循環型社会を促進する法律制度」となり、このテーマは急速に拡大発展している中国経済が直面している重要な問題であり、中国政府がこの対応・解決に向けてまさに取り組んでいるものであった。

上記について、大塚直早稲田大学大学院法務研究科教授、山田健司新日本製鐵株式会社環境部長、益田清トヨタ自動車株式会社理事・環境部長の三氏に講師をお願いし、大変時間をかけ準備をいただいた。又講師三人の講演のベースとなる資料は、あらかじめ翻訳の上中国側に提供し、中国側のコメンテーター他関係者に事前準備をしてもらったことにより、当日のコメンテーターの意見発表は内容のある的を射たコメントとなり、充実したセミナーとすることことができた。

第11回日中民商事法セミナー（北京）  
日 時： 平成18年9月22日 9:00 ~ 17:30  
場 所： 国賓酒店 北京市西城区  
主 催： 日本側 当財団、法務総合研究所  
中国側 国務院国家発展改革委員会  
開会挨拶： 国家発展改革委員会副主任 杜 鷹  
財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫  
講演： 演題：循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて  
講師：早稲田大学大学院法学研究科教授 大塚 直  
講演 に関する中国側コメント及び質疑応答  
コメンテーター：中国人民大学法学部教授 周 珂  
講演： 演題：環境保全・リサイクル・省エネ問題への取り組みについて  
講師：新日本製鐵株式会社環境部長 山田健司  
講演 に関する中国側コメント及び質疑応答  
コメンテーター：中国冶金企画院副チーフエンジニア 王 小明  
講演： 演題：21世紀循環型社会に向けたトヨタの環境経営  
講師：トヨタ自動車株式会社理事・環境部長 益田 清  
講演 に関する中国側コメント及び質疑応答  
コメンテーター：中国自動車技術研究センターチーフエンジニア 黄 永和  
総括化 チ：財団法人国際民商事法センター理事  
松尾綜合法律事務所弁護士 小杉丈夫  
閉会挨拶： 日本側 法務総合研究所国際協力部長 稲葉一生  
中国側 国家発展改革委員会法規司司長 任 璞  
セミナー参加者懇談晚餐会：財団法人国際民商事法センター主催

## (2) 他団体との共催事業

法整備支援連絡会への協力、石川国際民商事法センター主催による金沢シンポジウムへの後援、参加等。

## 5 調査研究事業

### (1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成18年4月より新たに「株主代表訴訟」をテーマとして研究会を立ち上げ、平成21年3月までの3ヶ年の予定で研究を開始している。初年度の平成18年度は対象国関係者よりのヒアリングを中心に研究会を実施した。

名 称 株主代表訴訟研究会  
主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団  
後 援 JETRO

期 間 平成18年4月～平成21年3月(3年プロジェクト)  
研究対象国 中国、韓国、シンガポール、台湾、オーストラリア等より選択決定  
座 長 近藤 光男 神戸大学教授  
委 員 川口 恭弘 同志社大学法学部教授  
伊勢田道仁 関西学院大学報学部教授、弁護士  
中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授  
池田 裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士  
森川 茂 住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長  
稻葉 一生 法務総合研究所国際協力部長  
伊藤 隆 法務総合研究所国際協力部教官

平成18年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室  
第1回研究会 平成18年7月23日  
第2回研究会 平成18年8月22日  
第3回研究会 平成18年10月17日  
第4回研究会 平成19年2月2日  
第5回研究会 平成19年3月19日

#### (2)海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

#### (3)資料収集配布等

アジア・太平洋諸国調査研究の成果物として下記冊子を当財団役員・会員に配布した。

アジア・太平洋法制・知的財産権研究会 - 平成14年度～15年度  
「アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)」  
アジア・太平洋国際会社法研究会 - 平成16年度～17年度  
「アジア諸国における国際的M & Aの展望」

## 6 広報事業

#### (1)機関誌「ICCLC」発行

第24号 平成18年8月発行  
平成17年度事業報告、平成18年度事業計画  
国際民商事法シンポジウム「アジア諸国における国際的M&Aの展望」

第25号 平成18年12月発行  
第11回日中民商事法セミナー特集

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

第24号 平成18年10月発行

第10回国際民商事法金沢セミナー

1 法によるアジアの平和のために

2 日本における敵対的買収とその防衛策

(3)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。